

令和4年11月20日  
執行

# ひたちなか市長選挙 選挙公報

ひたちなか市  
選挙管理委員会

## 歩みをとめず、市政前進!

### 2期目の 挑戦

市長になってからの4年間、  
ひたちなか市の発展のために、  
さまざまな種をまいてきました。

その種が芽を出し、花が咲くまで  
しっかりと、責務を全うしたい。

1期4年で終われません。  
2期目も新しいことにチャレンジし、  
全力で市政を前に進める覚悟です。

ひたちなか市長候補 **大谷明**

価値を高め、もっと選ばれる  
まちづくりをどんどん進めます。

#### まちの安全安心を

- ・消防署の建て替え
- ・那珂川治水対策
- ・雨水幹線整備
- ・防犯灯設置の推進

#### 生涯いきいき

- ・健康づくり・介護予防のための  
様々な取り組みを推進
- ・健診データを活用した個別の  
健康サポート

#### 子育て世代へ

- ・GIGAスクールの推進
- ・魅力的な新中央図書館の整備
- ・マル福の所得制限撤廃
- ・保育環境・学童クラブの充実

#### 地域経済を元気に

- ・企業誘致をさらに推進
- ・新たな工業用地の確保
- ・ふるさと納税に一層注力

#### 利便性を向上

- ・円滑な交通確保のための  
道路の整備促進
- ・市からの情報発信を新しく

#### 市民の力を大切に

- 市民と市役所が双方向で  
やりとりができるLINEの  
仕組みづくり

#### 経歴

1973年、教師の父(旧那珂湊出身)と看護師の母(盛岡市出身)のもとに生まれる。長堀小・勝田一中・茨城高・中央大学経済学部卒。13年間のサラリーマン生活を経て、松下政経塾入塾。2011年茨城県議会議員初当選。2018年ひたちなか市長初当選。妻と娘(小5)・息子(5歳)の4人家族。



# 大谷明

49歳



## 『市政大(転)換』を実現するために!



ひたちなかの成長戦略において  
国・県・市の相互連携は必須です。



# 鈴木かずなり

《無所属》53歳

### 4つの提案

#### 1 財政健全化を再構築!

- ①税金のムダ使い阻止  
国や県との連携なく自前の予算で事業を執行し、この4年間で市の貯蓄(財政調整基金等)は約137億円から約65億円と半分以下に減少しました。国や県とのパイプがあればこのような事にはなりませんでした。
- ②市長の倫理条例制定  
市長自らが襟を正し、入札制度の抜本的な見直しを図り、公平で公正な行政運営を徹底します。

#### 2 産業振興と企業誘致!

- ①ロックフェスティバルを取り戻す  
この一大イベントは茨城県で約77億円、ひたちなか市で15億円という経済効果を生み出しておりました。「観光客来訪数、県内NO.1」を目指すべく、もう一度「海浜公園」に取り戻し、この大きな経済損失を回復させます。
- ②工業団地の新規造成  
農業や水産業、商業などのあらゆる市内産業を発展させ、優位性と魅力の高い工業用地の拡充を図ります。それにより、積極的な企業誘致活動が展開でき、税収増に繋がります。

#### 3 未来を担う子どもたちに支援を!

- ①子育て施策の充実  
病児保育の確立や子育てタクシーの導入、第2子以降は100万円支給など真の子育て支援の充実したまちを創ります。
- ②今の教育を正す  
国語や算数に特化した少人数学級を促進し教育の質の向上、スポーツ振興による子どもたちの体力の向上を図ります。そして、給食費無償化への準備を進めていきます。

#### 4 優しくて暮らしやすいまちへ!

- ①明るい老後を暮らす  
老後を安心して生活できるような収入の確保や、介護サービスが必要な時に利用できる体制、また公共交通機関の充実や整備を進めていきます。
- ②障がい者にやさしく  
特別障がい者手当の所得制限撤廃等で、真にあなたかみのあるやさしいまちを創ります。

#### プロフィール

1969年(S44年)4月14日生まれ | 勝田幼稚園、東石川小学校(長堀小学校卒業)、勝田一中、茨城高校、東京経済大学経営学部卒業 | 衆議院議員秘書

2011年(平成23年)10月、市議会議員選挙に初当選。ひたちなか市議会議長(令和元年11月~令和3年12月)等歴任。\*2019年の市議会議員選挙でトップ当選(史上最高得票)

趣味 読書、旅行、スポーツ観戦 | 好きな言葉 信無くば立たず | 家族 両親、妻、子ども(2人)の6人家族

## ひたちなか市長選挙

## ひたちなか市議会議員補欠選挙

投票日 令和4年11月20日(日)

投票時間 午前7時から午後6時まで

# 選挙に行こう! ひたちなかのために その一票

ひたちなか市選挙管理委員会

(この選挙公報は、候補者から法定期限内に提出された原稿をそのまま印刷したものです。候補者等が選挙公報を印刷して頒布することは、選挙運動用文書図画の規制等に抵触するおそれがあります。)